

平成 28 年 6 月 16 日

◎明神委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。（10 時 0 分開会）

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元に配付してある「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、6 月 20 日、月曜日の委員会で協議したいと思います。

それでは、お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なし）

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることにいたします。

#### 《商工労働部》

◎明神委員長 最初に、商工労働部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎中澤商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案について、概要を御説明申し上げます。

初めに、補正予算議案でございます。一般会計で予算の増額補正が 1 件、特別会計で債務負担行為の増額補正 1 件をお願いをしております。

一般会計につきましては、雇用労働政策課で所管をしております中村高等技術学校の実習棟及びグラウンドへの落石防止のための落石防護柵を設置をしようとするものでございます。

特別会計につきましては、企業立地課の流通団地及び工業団地造成事業特別会計で、(仮称)南国日章工業団地の用地取得に係る委託料の債務負担行為の額の増額をお願いするものでございます。

次に、条例その他議案につきましては 2 件ございます。

一つは、「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」で、平成 28 年熊本地震の被災に伴いまして、県立高等技術学校に入学し、または転入学する者について、入校手数料及び入校料を徴収しないこととしようとするものでございます。

もう 1 件は、「県有財産（(仮称)南国日章工業団地造成事業用地）の取得に関する議案」で、(仮称)南国日章工業団地造成事業用地を南国市土地開発公社に委託して買い入れることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び高知県財産条例第 2 条第 1 項の規定に基

づき、県議会の議決を求めるものです。

以上、詳細につきましては、担当課長からこの後御説明を申し上げます。

最後に、審議会の開催状況につきまして、御報告をいたします。お手元の青色のインデックスの商工労働部と記載をされております資料をお願いいたします。最後3ページをごらんいただきたいと思ひます、雇用労働政策課で所管をしております高知県職業能力開発審議会で、第10次高知県職業能力開発計画に関連しまして、4月19日に第1回小委員会を、5月25日に第2回小委員会を開催しております。

以上で、総括説明を終わります。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈企業立地課〉

◎明神委員長 企業立地課の説明を求めます。

◎松下企業立地課長 企業立地課長の松下でございます。

当課からは、2号議案の特別会計の補正予算と、12号議案の県有財産の取得に関する議案につきまして、提出をさせていただいております。なお、両議案は関連いたしますので、あわせて御説明をさせていただきます。

初めに、12号議案の県有財産の取得に関する議案のほうから説明をさせていただきます。資料③の定例会議案（条例その他）の28ページをお願いいたします。このたび南国市日章地区で、南国市と共同で開発を進めております、仮称ではございますが、南国日章工業団地の造成計画がおおむね整い、用地取得の範囲や用地買収に係る標準となります土地の単価が決まりましたことから、用地交渉を具体的に進められる状況となりましたので、県有財産の取得に関する議案を提出させていただいております。取得します土地の所在は、こちらに記載してありますとおり、南国市田村字堂ノ前甲337番1ほか322筆以内であり、面積は15万64.79平方メートル以内となっております。

資料④の定例会議案説明書（条例その他）の4ページをお願いいたします。上から3項目めでございますが、先ほど申し上げました土地につきまして、予定金額13億175万408円以内で、南国市土地開発公社に委託して買い入れることにつきまして、御提案をさせていただきます。

次に、こちらに関連します6月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。資料①の定例会議案の補正予算の5ページをお開きいただきたいと思ひます。今回の補正予算は、下段の表の工業団地造成事業費におきまして、債務負担行為の限度額を5億9,805万3,000円から6億3,265万1,000円への増額をお願いするものでございます。こちらの内容につきまして、御説明をさせていただきます。

別の資料、青色のインデックスの商工労働部の議案補足説明資料の中にもございます、赤のインデックス、企業立地課の資料の1ページをお開きいただきたいと思ひます。大きな

1 番の県有財産の取得に関する議案の提出理由につきましては、内容が重複しますので割愛をさせていただきます。2 番目の今回の補正の主な理由といたしましては、補正理由欄に記載をさせていただいております、1 点目は、用地取得の範囲や用地買収に係る標準となります土地の単価が決まりましたこと、2 点目は、団地内に整備する幹線道路や区画道路となる市道用地につきまして、用地取得をスムーズに進めるため、県があわせて先行取得する計画としましたことから、市道用地部分の買収面積等が増加したことが補正の理由でございます。なお、市道となります用地につきましては、分筆等を行いまして、金額が確定した時点で南国市に買っていただくといった計画にしております。

次に、(3) の補正額の項目の表でございますが、平成 28 年度から平成 29 年度の債務負担行為の全体を示しております。このうち、今回の補正は、(仮称) 南国日章工業団地に係る 3,459 万 8,000 円の増額でございます。表の中では、右のほうに差額ということで記載をさせていただいております。

今後のスケジュールを 3 番のほうに書かさせていただいております。用地交渉の対象人数が相続人を含めまして、約 170 名と多くなりますので、用地取得を本年度から次年度にかけて 2 カ年計画で実施しますとともに、同様に、都市計画法に係る地区計画の策定や開発協議なども行い、平成 30 年度内の工事の完成を目指して事業を進めてまいります。

資料の 2 ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほうでは、御参考までに(仮称) 南国日章工業団地の完成予想図を掲載しております。右上の地図と完成予想図の方角に相違がございます。開発地につきましては、南国バイパス道、県道高知空港インター線が交差します北側に位置しまして、開発面積約 16 ヘクタール、分譲面積約 12 ヘクタールを予定しております。

以上で、企業立地課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 この場所の必然性というか、空港は津波が来るということでヘリポートをかさ上げたね。空港のすぐ近くやけれども、ここは津波に関してはどういうような状況ですか。

◎松下企業立地課長 今おっしゃっていただきましたとおり、この南国バイパスの空港のほうは新想定が発表されたと思うんですが、こちらの今団地つくってるところは、その想定の中でも浸水しない区域で、南国市も当然のことながら県も高台へというところで気をつけてここを選定して整備を進めているといった状況でございます。

◎吉良委員 それは安心しました。あと、単価が決まったということで、土地代も含めて報告していただきたいと思います。

◎松下企業立地課長 用地の買収の単価でございますでしょうか。先ほど説明を冒頭でさせていただきましたように、用地買収の標準となります土地の単価が決定したことで、そちら

の地目、田でいいますと、田の状況にもよりますが、5,500円ぐらいから、それから8,000円ぐらいの単価になっております。

◎吉良委員 大分幅があるんですけども、これはバイパスに近いところが高いことになるわけですか。

◎松下企業立地課長 田んぼのほうにつきましては、今おっしゃっていただいたような内容と、田の中でも優良な田んぼないしは普通の用地といったようなところで単価の差が出てきております。

◎吉良委員 優秀な田を全部潰して、農業推進もあることで非常にいい土地だったと思うんですが、そこを工業団地にするということなんで、有効に活用せないかんと思うわけです。そこに進出してくるような企業の想定は主にどれぐらいの数ですか。どういう職種。

◎松下企業立地課長 実は、団地を整備するに当たりまして、県内の企業を中心にアンケート調査をしています。ことしもこれから実施するところで、前回実施したときに、県内企業537社にアンケートをし、150社から回答をいただきました。その中で62社が、例えば今操業している工場用地が手狭であるとか、BCPの観点から移転増設を検討しているということで回答いただいたのは62社ありまして、その中にはタイミングがあろうかと思えます。それとあわせて、県外でことしは大阪で企業立地フェアをやるんですけど、工場用地の整備の状況を高知県挙げてPRをしておりますが、そうした中で興味も持っていてる企業もおりますので、引き続き県外からの新規立地にも精力的に取り組んでいきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈雇用労働政策課〉

◎明神委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎竹崎雇用労働政策課長 雇用労働政策課の竹崎でございます。

当課からは、6月補正予算議案1件と条例その他議案1件について、提出させていただいております。

まず、6月補正予算について御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の20ページをごらんください。今回、お願いいたしますのは、5月13日に行われました四万十市での出先調査の際に現地を見ていただきました、ことし3月22日に中村高等技術学校の左官・タイル科実習棟の南東側の斜面で発生した落石に対応する実習棟及びグラウンドへの落石防止に必要な防護柵の設置に係る設計等委託料127万9,000円と防護柵設置工事請負費677万3,000円、合わせて805万2,000円について、新たにお願いをするものでございます。

次に、「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、御説明させていただきます。

資料③の議案（条例その他）の 22 ページをごらんください。第 9 号「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」でございます。ことし 4 月 14 日に発生しました平成 28 年熊本地震の被災者が、県立高等学校に入学し、または転入学する場合について、入校手数料及び入校料を徴収しないことにしようとするものでございます。この条例議案のうち、当課が所管します第 2 条「高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例」の一部改正につきまして、御説明いたします。

資料④議案説明書（条例その他）の 83 ページをごらんください。新旧対照表で御説明させていただきます。高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の右側が現在の条例の抜粋、左側が改正後の条例の抜粋となっております。次のページにわたっております、条例附則を改正するものとなっております。アンダーラインがあります箇所が変更しようとする箇所でございます。高等技術学校につきましては、第 2 条にありますように、入校手数料いわゆる受験料を 2,200 円。第 3 条にありますように、入校料いわゆる入学金を 5,650 円と定めております。これらの手数料等につきまして、84 ページのアンダーラインの部分にございます特例措置としまして、平成 28 年熊本地震の被害の甚大さを鑑み、発生当日において、災害救助法が適用された 45 市町村、熊本県内の全市町村となりますが、ここに住所または居所を有していた被災者が、今後、高等技術学校に入校しようとするときには、これらの手数料等を徴収しないこととするよう附則の 7 として追加しようとするものでございます。

以上で、平成 28 年 6 月補正予算及び条例議案の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西森委員 この条例の中にある市町村適用された法律に、災害救助法に適用された市町村の区域に住所または居所を有していた被災者とありますけども、この被災者というのは、罹災証明書を受けた方ということよろしいでしょうか。

◎竹崎雇用労働政策課長 そうです。罹災証明書を受けた方になります。

◎西森委員 罹災証明書を受けた方が被災者であると。わかりました。

◎坂本（茂）委員 前回の東日本大震災に伴う特例措置もあったわけですが、その際に特例措置の対象となった方というのは、高等技術学校の場合おられましたか。

◎竹崎雇用労働政策課長 いなかったと聞いております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

#### 《農業振興部》

◎明神委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各

課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**味元農業振興部長** 私のほうからは、農業振興部の提出議案と報告事項につきまして、総括的に御説明をさせていただきます。当部にかかわります議案は、平成 28 年度一般会計補正予算と条例その他議案 1 件、計 2 件でございます。

お手元の資料ナンバー②の補正予算の議案説明書をお願いをいたします。24 ページをお開きをいただきたいと存じます。農業振興部の補正予算の総括表でございます。今回の補正は、計の欄にありますとおり、2 億 2,291 万 9,000 円の増額をお願いをするものでございます。計上課は、農地・担い手対策課ほか 3 課でございます。いずれも、国の平成 27 年度の補正予算を活用いたしますもので、財源は全額国費または国が設置した基金からの受け入れとなっております。

まず、農地・担い手対策課でございます、これにつきましては、意欲のある農業者の経営発展を促進をいたしますために、新たに施設園芸部門を開始する方のハウスの導入を支援する費用を主に計上いたしてございます。

次に、産地・流通支援課につきましては、当初予算に計上をいたしております産地パワーアップ事業費におきまして、国の基金からの割り当てが当初予算額を上回ったことにより、収益力の向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、次世代型ハウスの整備などを支援するための費用を追加をして計上させていただくものでございます。

次に、地域農業推進課につきましては、中山間地域において、収益力の高い園芸作物を導入する取り組みや作物の付加価値を向上させる取り組みを支援する予算を計上をいたしてございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をいたします。資料ナンバー③の条例その他議案をお願いいたします。22 ページをお開きいただきたいと存じます。第 9 号で、「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」のうち、23 ページになりますが、「高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正」でございます。これは、平成 28 年熊本地震で被災をされた方々が、本県の農業大学校に入校される際、入校手数料及び入校料を徴収しないようにするものでございます。詳細は、後ほど環境農業推進課のほうから御説明をさせていただきます。

それから、別途の資料でございます、各種審議会の審議経過等につきまして添付をさせていただいております。高知県農林業基本対策審議会及び高知県卸売市場審議会は、前回の御報告から今まで開催いたしておりませんので、今後の開催予定などを記載をいたしてございます。

それから、付託案件ではございませんけれども、今議会での報告の平成 27 年度高知県一般会計事故繰越、繰越使用報告におきまして、当部の事業が 1 件該当いたしてございますので御説明をさせていただきます。

事業の概要といたしまして、平成 26 年 8 月の台風 12 号による豪雨によりまして崩落をいたしました高知市三谷地区の農道、円行寺三谷線ののり面の復旧工事を実施する高知市に対して補助するものでございます。昨年たび重なる豪雨、台風によりまして、のり面の崩落等、現場作業の中断あるいは手戻りといったものが発生をいたしまして、工事の進捗が大幅に遅延をいたしましたため、平成 28 年度への事故繰越となったものでございます。なお、工事の完成は 8 月末の見込みとなっております。

総括説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈農地・担い手対策課〉

◎明神委員長 初めに、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎元木農地・担い手対策課長 農地・担い手対策課の元木でございます。

それでは、当課の平成 28 年度 6 月補正予算議案について御説明いたします。まず、資料ナンバー②議案説明書の 26 ページでございます。左端の科目の欄のところでございます、2 番といたしまして、農地・担い手対策費も、右端の説明欄にございます担い手確保・経営強化支援事業 3,000 万円を新たをお願いさせていただくものでございます。

次に、別とじの議案補足説明資料、農地・担い手対策課と書いてございますインデックス部分のページをお開き願います。

事業の概要につきまして御説明させていただきます。国の「総合的な T P P 関連政策大綱」におきまして、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成を図る施策の展開が位置づけられたことを踏まえまして、意欲ある農業者の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援するために、国の平成 27 年度補正予算で創設された事業で、意欲ある農業者が、売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に取り組むために、融資を活用して農業用機械、施設を導入する際に、融資残について助成金を交付するものでございます。資料の一番下でございますけれども、平成 28 年度は、1 経営体の事業実施を予定してございまして、その助成額といたしまして 3,000 万円を計上するものでございます。

以上で、農地・担い手対策課の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 この T P P を受けて農業も産業化していくという必要があって、いろんな補助制度ができてます。施設園芸にしても、写真にあるとおり大型のトラクターも、本当に農業振興の上で大事なもんですが、今回の補正に直接関係ないですけど、大規模化できない農家、まず後継者が真っ先に不足していつてるわけです。そういう中山間の小規模農家。これまでもやってますけど、これの新たな支援が必要だということがあれば教えてもらいたい。

それから、結構、中山間の農地が災害に指定されると災害の補助金で補修ができるわけですが、普段の雨とか、中山間へ行くと段々畑があったりして、田んぼならいいですけど、結構湧き水が多いんですね。そういう対策が必ずしもとられているとは言えない。あちこち回っててそう思うんですが、中山間の畑を守る湧き水対策とか、どのような支援策を講じてますか。

(「地域農業推進課で」と言う者あり)

◎明神委員長 そしたら、地域農業推進課のときに説明を。ほかに。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈環境農業推進課〉

◎明神委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎松村環境農業推進課長 環境農業推進課の松村でございます。

それでは、「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、説明をさせていただきます。

資料ナンバー④の議案説明書(条例その他)の3ページをお願いいたします。中段に平成28年4月に発生をいたしました熊本地震の被災者が、高知県立農業大学校に入校される場合、入校手数料及び入校料を徴収しないことを定めるものでございます。

資料の85ページをお願いをいたします。「高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の改正案」の新旧対照表でございます。ここで具体的に説明をさせていただきます。県立農業大学校に入校される場合、この条例3条で入校手数料2,200円。また、第4条で入校料5,650円を県に納付することとなっております。

次の86ページをめくっていただきたいと思えます。左の欄のアンダーラインでございますように、この条例に新たに附則の第6項、平成28年熊本地震に伴う特例措置を設けまして、被災者の方の入校手数料及び入校料の納付を要しないよう対応するものでございます。

あわせて、この条例の附則第5項の一部改正について御説明をさせていただきます。85ページにお戻りいただきたいと思えます。下のほうに附則第5項がございますが、平成23年3月の東日本大震災のときも同様の特例措置を設けておりますが、平成26年4月に高知県立農業担い手育成センターの開設に伴い、この条例の一部を改正をいたしました。その際、この第5項にその一部改正が反映されていなかったため、今回この条項の一部を改正をさせていただくものでございます。

当課の説明は以上でございます。どうか御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西森委員 この条例の中で、平成28年熊本地震が発生した同日となっておりますよね。これ



は4月14日。同日というのはどういうふうに捉えたらいいんでしょう。

◎松村環境農業推進課長 その後に、平成28年熊本地震に際し災害救助法が適用されたということございますので、同日に災害救助法が適用された市町村の区域ということがございます。

◎西森委員 そういうことですか。わかりました。

あと、減免というか、受けられる方がいらっしゃるかわからないんですけど、こういった形で授業料が減免されますよとは、何かの形で広報なりをされるのかどうかについてお願いします。

◎松村環境農業推進課長 県立農業大学校、こういう組織は全国にございますので、特に、県立大学校の関連する組織、全国の団体等を通じまして、被災された方に熊本県を通じましてお知らせをするようになってございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈産地・流通支援課〉

◎明神委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮産地・流通支援課長 産地・流通支援課でございます。よろしくお願ひいたします。

当課の平成28年度の一般会計補正予算案について、御説明をいたします。資料ナンバー②補正予算議案説明書の27ページをお開きください。歳入でございます。14款諸収入の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出で御説明をいたします。

次のページ、28ページをお願いいたします。歳出6目の産地・流通支援費の説明欄の1競争力強化生産総合対策事業費の産地パワーアップ事業費補助金につきましては、平成27年度にTPP対策として創設されました国の基金を活用し産地強化を図る事業でございます。内容といたしましては、低コスト耐候性ハウスなどの次世代型ハウスの整備や、ヒートポンプやニラそぐり機といった農業機械のリース導入に対して補助するものでございます。今回の補正は、国の基金管理団体からの割り当て額と、県の当初予算額との差額を補正するものです。事業内容は、現在精査中ではございますが、香南市のニラと芸西村のピーマンの2カ所で次世代型ハウスの整備計画があり、準備が整い次第、速やかに事業を執行するための補正をお願いするものでございます。これにより、次世代型こうち新施設園芸システムの普及促進を進め、農家所得の向上、産地の強化に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈地域農業推進課〉

◎明神委員長 次に、地域農業推進課の説明を求めます。

◎有馬地域農業推進課長 地域農業推進課の有馬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当課の平成 28 年度補正予算案につきまして、御説明させていただきます。資料ナンバー②補正予算の議案説明書の 30 ページをお開きください。右の説明欄にあります中山間地域等担い手収益力向上支援事業費、1,979 万円を新たにお問い合わせするものでございます。

別とじの議案補足説明資料の地域農業推進課のインデックスのページをお開きください。事業の概要につきまして御説明いたします。国の「総合的な T P P 関連政策大綱」におきまして、中山間地域等における担い手の収益力の向上を図る施策の展開が位置づけられましたことから、認定農業者などの担い手が取り組む収益力の高い作物の導入やブランド化などを支援する目的として、国の平成 27 年度補正予算で創設されました事業でございます。

事業の内容につきましては、担い手が作成します「収益力向上計画」に基づき、3 年間で取り組み面積当たりの販売額が 10%以上向上することが見込まれる取り組みに対して、10 アール当たり 5 万円を助成するものとなっております。

中ほどの太線で囲んだところをごらんください。収益力向上計画には 2 つの取り組みメニューがありまして、一つは、新たに借り受ける農地への作物導入や、既存の経営耕地において、より収益力の高い作物に転換する導入対策。もう一つは、既存の経営農地において、作物の価値を向上させる向上対策のメニューがあります。具体的な例を申し上げますと、導入対策では、水稻からブロッコリーなどの露地野菜へ転換する取り組みや、県の園芸用ハウス整備事業を活用し、キュウリなどの施設野菜を新たに栽培する取り組みなどがあります。向上対策では、炭酸ガス発生装置を導入し、作物の生産性を向上させる取り組みなどがあります。

資料の一番下でございますように、95 事業実施主体が約 40 ヘクタールの取り組みを予定しておりまして、合計 1,979 万円を計上しております。

当課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 販売額 10%以上の向上を見込まれるということですが、見込みどおりにならなかったときの対応というのはどうされますか。

◎有馬地域農業推進課長 例えば導入対策で言いますと、米から露地野菜、園芸品目等になりますと、確実に 10%は見込まれますし、先ほどの炭酸ガス発生装置も 10%が見込まれております。それと、仮に 10%を達成しなかった場合も返還という形にはならず、今後達成できるように改善していくよう指導するようになっております。

◎坂本（茂）委員 改善の結果を見て、いずれにしても、返還という措置は将来的にはな

いことでいいんですか。

◎有馬地域農業推進課長 例えば新たな作物を導入して、もう栽培をやめるという話になりますと、返還の対象になり得るおそれがありますが、10%を達成しなくても返還にはならないようになっております。

◎坂本（茂）委員 3年間では例えば達成できなかった。その後いろんな支援をする中で5年頑張ったけど、それでも達成できなかったこととか、これ以上やってもどうもいかなのでもうやめたいとなったら、何年後かであっても返還を求めると。それとも、何年かたてばやめたとしても返還は求めないのか、そこの辺は。

◎有馬地域農業推進課長 国の回答では、何年先というところまでは言われてなくて、達成するまでといったところの回答でありました。

◎坂本（茂）委員 できるだけそれは達成できるように、県もいろんな支援をされると思いますんで、そういうことがないことを願っておきたいと思います。

◎坂本（孝）委員 収益力向上支援の事業で、認定農業者とか、取り組みの主体がいろいろ挙がってるわけですが、これ中山間地域の農業振興でやるわけですので、多くの中山間地域では、高齢になった農業者、個人経営の農業者、小規模の農業者がたくさんいるわけで。それがほとんどの中山間の実態だと思うんです、そういった地域でこの事業をやるのに認定農業者でないとできないわけで。個人の農業者、高齢になった農業者はこの事業を受けられないですよ。そこから見ると、中山間にとって本当に有用な制度なのかなと思うわけです。この辺どう思いますか。

◎有馬地域農業推進課長 先ほど御説明しましたように、国のTPP政策大綱の中での攻めの農業といった位置づけで、中山間地域でも体質強化でこの事業が創設されております。その中で、やはり担い手に支援を集中したいと国のほうは考えられてると思います。ただ、県といたしましては、担い手が減少、個々の農業者が減少してる中、また、高齢農家がふえてる中では、そういった個々の農家の方にも支援する必要があることで、例えば集落営農で機械の共同利用をすることによってコストを低減する取り組みであったり、また、昨年度から取り組みを始めております中山間農業複合経営拠点、JA出資型とか市町村の農業公社といったところが農作業受託することによって、高齢の個々の農家の方々にも支援していきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 支援の仕方の問題で、中山間の炭酸ガスの施用も含めて、小規模農家ではできない、やりにくい事業なわけです。こういった本当に中山間の小規模農家を何とか守っていこうということであれば、もうちょっときめの細かい農業施策が必要だと思うわけです。国のほうは現場の実態は全くわかっておりませんので、県から中山間農業の実態をしっかりと提案していただいて、実態に合った現在の高齢農家をいかにサポートしていくか、高齢農家をサポートせんことには、その家の跡取りも農業へ従事しませんので、

バランスよく支援できる仕組みを考えてもらう必要があると思うわけです。

それから、当然 10%販売額を上げていくということですが、例えば中山間の地域で、ハウスを建てればいろんなものもつくれると思いますけれど、露地でやる場合にはかなり限定されてくると思うわけです、そこら辺、収益力の高い作物ということについて、中山間でどんなものが期待できると県では考えてるのでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 今回取り組む主体でいいますと、例えば露地ですとショウガであったり、お茶、ユズを取り組んでおります。結構大きく取り組んでる経営主体のところでは、カボチャとか、サトイモとか、結構多くの品目で今回取り組んでる形態もあるような状況で、そういった品目、露地野菜が多いところであります。

◎坂本（孝）委員 それで、さっきの湧き水の関係は。

◎有馬地域農業推進課長 まずは、中山間地域の支援としては、やはり農地と、水路とか農道といった施設をどうやって維持していくかがやはり重要だと思います。当課が所管しております中山間地域等直接支払制度、これは農家の皆さんで共同で草刈りとか、農地を守っていく取り組み。それから、多面的機能支払交付金という制度があるんですが、これは水路とか農道といった施設を維持していくための交付金があります。先ほど坂本委員からお話がありました、湧き水といった対応につきましては、多面的機能支払いで、水路の補修とかもこの交付金ではできるんです、新たに水路が必要なところは、こういった交付金も活用できるような制度となっておりますので、先ほどの中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金の2つで、中山間の農地、施設を守っていきたいと思っております。

◎坂本（孝）委員 多面的機能支払交付金という制度で湧き水対策もできるわけですか。

◎有馬地域農業推進課長 多面的機能支払交付金というのには大きく3つ分かれておまして、その中に長寿命化がありまして、要は既存の水路が更新する必要があるものについて、新たにコンクリート製品に変えるとか、新たに水路が必要なところに設置するような、そういったのにも使えるような交付金になっております。

◎坂本（孝）委員 水路をつくるのはわかりますけど、湧き水ですよ。中山間は段々畑があって田んぼの水はいいわけですが、畑の場合は崖の下から水が湧き出てくると畑にならない状態にあるわけです。そういう湧き水対策をどうしますかとお聞きしゅうがですけど。

◎有馬地域農業推進課長 湧水処理対策だと思いますが、先ほどの多面的機能支払交付金でも実施可能だと思いますし、ほかの農地の湧水対策といったところでは農業基盤課で対応しています。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課の松尾でございます。少し補足して申し上げたいんですが。先ほどの多面的機能支払交付金の長寿命化対策で、いわゆる湧水対策というのは、通常はのり面ののり尻のところに水路を設置をして、それでキャッチして、農地側に行かな

いようにする方法が一般的にとられるものです。そういった部分でいいますと、多面的機能支払交付金を活用することは決して問題はないと考えてます。もう一つは、ある一定の面積が整えば、それ以外の国の補助事業も活用できると思います。ただ、なかなか中山間地域ではまとまった面積が確保できないことがございますので、まずは多面的機能支払交付金を有効に活用するといった方法で地域の方々には検討していただきたい。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

#### 《林業振興・環境部》

◎明神委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について、御説明をさせていただきます。

まず、一般会計の補正予算議案についてでございます。右肩に②とございます議案説明書の31ページのほうをお願いいたします。今回は、総額で3,000万円余りの補正をお願いするものでございます。補正の内容でございますが、熊本地震によりまして、熊本県からの応援要請に対応しますため、技術職員の派遣をしております、その経費として160万円を計上させていただいております。熊本県には、5月9日から7月1日までの予定で、技術職員3名を派遣をしております。熊本地震によりまして、お亡くなりになられた方々、また、その御遺族の方々に対しまして、お悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。そして、1日も早い復旧復興をお祈りしたいと思いますし、本県もしっかり支援をしていきたいと考えています。

また、次の、環境共生課のところは、牧野植物園における展示館の空調設備の更新に要する経費といたしまして、2,800万円余りを計上させていただいております。

次に、平成27年度一般会計補正予算の専決処分報告について、御説明をさせていただきます。右肩④の議案説明書の11ページをお願いいたします。繰越明許費明細書で治山事業におきまして、工法協議に日時を要し、年度内の完成が困難となりましたため、3,900万円余りを繰越すことにつきまして専決処分を行ったものでございます。

次に、報告事項が1件ございます。先月12日に開催いたしました四国電力との勉強会などを通じまして、熊本地震のような地震に対する伊方発電所の安全性ですとか、昨年8月の勉強会以降に新たに完了しました安全対策などを四国電力に確認した内容につきまして、御報告をさせていただきたいと思います。

また、林業振興・環境部が所管します審議会の審議経過等につきまして、お手元の資料

に一覧表をおつけしております。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細はそれぞれ担当課長から御説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈林業環境政策課〉

◎明神委員長 初めに、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、林業環境政策課の平成 28 年度 6 月補正予算議案につきまして、御説明いたします。

資料の②議案説明書（補正予算）の 32 ページをごらんください。左端、科目の林業政策費の欄の右端の説明欄にごぞいます森林諸費についてです。これにつきましては、先ほど部長から御説明いたしましたとおり、本年 4 月に発生いたしました熊本地震により甚大な被害を受けました熊本県からの要請に応じまして、当部の林業技術職員 3 人を派遣しております。これら職員の派遣に必要となる交通費や宿泊費などの旅費といたしまして、164 万円の補正予算をお願いするものです。職員の派遣期間は、5 月 9 日から 7 月 1 日までの約 2 カ月間で、主な業務といたしましては、山地被害箇所の調査、復旧工法の検討、治山計画書の作成などとなっております。

以上で、林業環境政策課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 派遣しているのは、主に熊本県庁に所在して、そこから現場へ向かう仕事の仕方ですか。

◎上岡林業環境政策課長 熊本県の県庁の中の組織の阿蘇地域振興局のところと、それから上益城地域振興局、こちらのほうの林務課に行っておりまして、そこから現場のほうへ調査等に出しております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈治山林道課〉

◎明神委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎松蔦治山林道課長 治山林道課です。

それでは、平成 27 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告について、御説明をさせていただきます。

資料ナンバー④議案説明書（条例その他）の 11 ページをお願いいたします。事業名にあります山地災害防止事業につきましては、国庫補助事業の対象とならない小規模な山地災害の復旧や南海トラフ地震対策などを行う事業でございますが、平成 27 年度内に完成する見込みでありました工事が、工法の協議に日時を要することになったため、やむを得ず 3,921 万 3,000 円の繰り越しの専決処分を行いましたので、御報告をさせていただくもの

でございます。

工事の概要につきましては、補足説明資料で説明をさせていただきます。補足説明資料の治山林道課のページをお願いいたします。県では、南海トラフ地震の津波対策としまして、防潮堤の陸こうの常時閉鎖を行っております。今回の工事は、上の位置図にありますように、東洋町生見で行ったものでございます。工事の概要といたしましては、陸側と海側の往来を行っております陸こうを南海トラフ地震の津波対策として閉鎖することに伴いまして、代替の施設となります斜路を設置するという工事でございます。繰り越しの理由といたしましては、この斜路を設置するために海側を掘削しておりましたところ、湧水が発生しまして、その対策の検討と工法の変更に2カ月を要したものでございます。その後年度内に工事完了するため、作業員の増員手配等を行いましたけれども、結果的に年度内の工事が完成できなくなったというものでございます。なお、工期は4月30日までの延期としておりましたけれども、一部通路の取り合わせの追加工事が必要となりまして、5月14日に完成をしております。

治山林道課からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈環境共生課〉

◎明神委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎内村環境共生課長 環境共生課でございます。

それでは、県立牧野植物園の空調設備工事につきましての平成28年度補正予算を御説明いたします。

まず、右肩に②とあります議案説明書の34ページをお開きください。歳出でございますが、右の説明欄の1牧野植物園管理運営費につきましては、牧野植物園の展示館に設置しておりますチラー空調設備2基の定期点検を3月に行いましたところ、1基にガス漏れの故障を発見いたしましたので、これの更新を行うための設計委託料と工事費でございます。

歳入といたしましては、33ページに記載しておりますが、牧野植物園施設整備事業債といたしまして、起債2,100万円を活用いたします。

それでは、牧野植物園に配置しております空調設備の設置場所並びに整備更新スケジュールにつきまして、補足説明資料で御説明いたします。

赤いインデックスの環境共生課の補足説明資料をごらんください。空調設備の設置場所でございますが、図の青の楕円で囲みました本館と、赤の楕円で囲みました展示館に、それぞれ冷房、暖房、加湿、除湿の集中管理のできますチラー方式と呼ばれます空調設備を

施設ごとに2基ずつ合計4基設置しております。このチラー方式とは、水やガスなどの熱媒体を循環させ熱交換することで、一定の温度を保つ空調設備の総称でございます。図の中ほどにチラー設備の写真がございます。このチラー方式では、2基セットで6カ月ごとに交互運転によりまして、故障時のバックアップ並びに機械への負担軽減ということで行っております。さらに、受注生産により、機械の製作時間が非常に時間がかかると。また、設置工事完了までに長期間を要することなどから、来年の3月の観光開き、また、「志国高知 幕末維新博」での開幕までに何とか完了させるため、今期での補正予算による更新をお願いするものでございます。設備更新のスケジュールにつきましては、図中下のほうに委託設計と工事費につきまして記載しております。受注生産でございますので、工場で作成して、支障のない一番イベントの少ない2月に一挙に設置することでやってまいりたいと思います。なお、平成10年に園地リニューアルをいたしまして、17年が経過しておりますが、設備更新の時期に来ておりますことから、残り3基のチラーにつきましても、設備更新を順次進めてまいりたいと思います。

以上、環境共生課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

続いて、林業振興・環境部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈新エネルギー推進課〉

◎明神委員長 「伊方発電所3号機について」、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 まず、新エネルギー推進課という赤いラベルの資料をごらんください。伊方発電所3号機の状況について、先月12日に開催しました四国電力との勉強会での内容などを説明させていただきます。

内容については、四国電力の回答内容となります。まず、1ページのほうをごらんください。伊方発電所3号機の手続状況です。平成28年4月19日に保安規定の変更認可がおりまして、原子力規制委員会の全ての審査が終了して、現在は、現地確認などによる使用前検査が行われている状況にあります。四国電力の目標によりまして、6月下旬に燃料を装荷、7月下旬に再稼働、8月中旬には使用前検査の合格となり、営業運転の開始を目指しているという目標になっております。

次に、2ページのほうをごらんください。これは、勉強会の主な確認事項等をまとめたものとなっております。まず、熊本地震の影響についてですが、熊本地震発生時に伊方発電所ではどのような確認や点検を行ったかになります。下の段落をごらんいただきたい



と思いますが、熊本地震の4月16日の本震発生時には、伊方発電所1号機、2号機、3号機で観測された地震動の加速度は、10ガル程度と小さな揺れであったことから、中央制御室において設備の運転状況、系統の温度・圧力、放射線の状況などの確認を行うとともに、タービン建屋などの現場確認も行って、異常がないことが確認されております。

次に、3ページのほうをごらんください。熊本地震と同じような強さの地震が伊方発電所で起こった場合は大丈夫なのかということなのですが、熊本地震の際に益城町で記録されました最大加速度は、4月14日の前震で1,580ガル。4月16日の本震で1,362ガルというものでしたが、これらの加速度が計測された地震計が設置されていたのは、非常に軟弱な地盤でありました。同じ観測点の地下のかたい岩盤に設置されていた地震計で観測された値は、前震、本震いずれも200ガル程度となっており、同じ地震でも軟弱な地盤の揺れとかたい岩盤の揺れは大きく異なり、かたい岩盤ほど揺れが小さくなる傾向がございます。下のほうの説明なのですが、伊方発電所の地盤は、益城町のこのかたい地盤と同程度であることから、仮に今回の地震と同じような規模の地震が伊方で起こったとすると、最大加速度は200ガル程度と想定されまして、伊方発電所の基準地震動650ガルよりも小さいことから、同規模の地震に対しては十分な耐震性が確保できていると考えられております。

次に、4ページのほうをごらんください。基準地震動650ガルに相当する揺れが熊本地震のように繰り返し起こった場合、大丈夫なのかということになります。2つ目の説明のところからいきますが、繰り返しの揺れに対する耐震性で、伊方発電所の基準地震動評価では、地下に蓄えられた大きなエネルギーのほとんどが放出されることを想定しており、一度エネルギーのほとんどが放出された後に、基準地震動クラスの地震の後となるのですが、同等の大地震が続くことは考えがたいと言われておりますことから、基準地震動が続くことはまず起こらないと考えておりますが、ただ、基準地震動で揺れたとしても、伊方発電所の安全上重要な施設設備はおおむね弾性範囲内。弾性範囲内は、揺れによる力が加わって、形状が変化しても揺れがおさまればもとの形状に戻りダメージを受けないこととなりますが、弾性範囲にとどまることを確認しており、基準地震動に相当する揺れが繰り返し起こったとしても、機能を喪失することはないという説明になっております。

※印のところに書いてますとおり、ほとんどの施設設備は弾性範囲内にとどまりますが、一部設備、部位については、弾性範囲を超える力を受けるものがありまして、弾性範囲を超えた場合は、設備にひずみが残る可能性もありますが、設備が破壊に至るまでには十分余裕を持った設計を行っていることから、繰り返しの揺れが起こっても破壊に至ることないと考えられてます。

次に、5ページのほうをごらんください。伊方発電所の地盤は本当に堅固なものかという質問についても聞いておりますが、伊方発電所の地層は、地質的には安定しており、堅

固な岩盤が十分な広がりや深さを持っているという評価もされており、原子力規制委員会でも確認されております。

次に、6ページのほうをごらんください。これまでまだ評価ができていなかった基準地震動650ガルの揺れを受けたときの制御棒の挿入に要する時間については、評価基準値の2.5秒以内におさまることも今回新たに確認されております。

次に、7ページのほうをごらんください。今後設置予定とされていた特定重大事故等対処施設。これは、既設の安全対策設備のバックアップ施設となるものなのですが、原子炉から100メートル以上離れた場所に設置されるもので、工事計画の認可から5年までに備えることが求められてます。これらの施設については、平成31年度までに完成予定となっております。

次に、8ページのほうにつきましては、電源対策として設置予定であった非常用外部電源受電装置と非常用ガスタービンの発電機については、図中の⑧のほうが非常用の外部電源受電設備になるんですが、これについては平成28年3月にもう完了をしております。それから、図中の⑨にあります非常用ガスタービン発電機と、図中⑩の非常用給電設備については、平成29年度以内の完了予定となっております。それから、図中の⑪にあります直流電源設備（蓄電池）につきましては、平成31年度に設置される予定となっております。

次に、9ページのほうをごらんください。伊方発電所の1号機の廃炉の決定に伴い、使用済み燃料の扱いはどうなるかになります。これまで、使用済み燃料を保管する使用済み燃料プールについて、1号機から3号機まで全ての原子炉が稼働した際には8年から9年で満杯になる状況ということでしたが、平成28年5月に1号機を廃止したことに伴い、1号機の使用済み燃料プールも廃止されるということになっております。3号機の再稼働とともに、仮に2号機も同時に再稼働し、直ちに1号機の使用済み燃料プールも廃止し、核燃料の再処理施設などへの搬出もないといった仮定を含む条件で単純に計算すれば6年から7年で使用済み燃料プールが満杯になる計算となりますが、現実的にはこれらの条件が全て当てはまることはないことから、6年から7年よりは長くなると考えられております。なお、使用済み核燃料については、青森県の六ヶ所再処理工場へ計画的に搬出することを基本に考えられておりますが、搬出するまでの間についても、使用済み燃料プールでしか保管できないわけではなく、乾式キャスクに移しかえて保管することも検討されております。

次に、10ページのほうをごらんください。夏とか冬の最大電力需要時などに需要を抑えられないかというような点につきまして、書いておりますのは、デマンドレスポンスという方法があります。中でも即時抑えられる方法となると、下のほうの②で書いてますような随時調整契約というものが考えられます。この随時調整契約というものは、電力需給の逼迫時に、電力会社からの事前通告、即時、あるいは1時間ないし3時間前とかいった事

前通告によって、需要家が電力の使用を抑制する契約のこととなっております。

11 ページのほうをごらんください。電力の需給逼迫時にこうした随時調整契約を使えば、需要は抑えられるのではないかということに対しまして、2つ目の説明のところを見ていただきたいんですが、随時調整契約は、電力需要の大きな大口需要家との間で行っており、四国電力が締結している契約料は、現在約 40 万キロワット程度あります。電力需給の逼迫時に、四国電力が通告した場合に送電を抑制することとなりますが、常に 40 万キロワット程度調整できるわけではなく、調整できる量は変わってまいります。例えば、電力需給の逼迫するときに夜間であった場合、夜間に操業していない契約者の電力使用は抑制できないということもありますし、昼間の場合についても同様となります。このように調整できる量は、契約者の操業状態等によって変わってくるため、電力需給の逼迫時に必ずしも必要な需要量を抑制できるとは限らないこととなっております。

最後になりますが、問いの⑪で、12 ページをごらんください。電力の小売が全面自由化されたときに、電力需給にどのような影響が出ているかになります。この 4 月 1 日から、家庭や商店などの小口の消費者も電力会社が選べるようになり、電力の小売の全面自由化がスタートします。四国電力も首都圏や関西圏といった四国域外への小口消費者への販売を開始しておりますが、現状では四国の電力需給に影響を及ぼすほどの規模ではなく、例えば自由化により四国電力から他の電力へ切りかえた小口消費者の件数は、4 月 30 日までで 2,900 件程度となっており、対します四国電力の小口契約口数は全部で 250 万件程度なので、割合にして 0.1%程度であって、現在のところ四国域内の電力需給に与える影響はほとんどないと考えられております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 12 日のやりとりについて、一つ確認をしたいんですけども。知事は 12 日の勉強会の中で、例えば、熊本地震のような 650 ガルぐらいが繰り返し起こった場合、これについての安全性が確認されたと。12 日の勉強会で確認されたというふうな報告だったんですね。しかし、12 日当日には、四国電力側は想定してないと、わからないんだということでは説明しなかったと私たちは聞いてるんですね。それが確かかどうか。それから、この 4 ページに出している繰り返し起こっても大丈夫だという説明は、そのときのことではないと思うんですけども、それについて。

◎山下新エネルギー推進課長 12 日の勉強会の中で、基準地震動繰り返し起こった場合についても質問をいたしまして、四国電力からは「安全上重要な施設設備については、機能を喪失することはないと考えている」という回答をいただいております。4 ページにありますような、さらにその後いろんな詳しい追加質問のほうも、うちのほうから四国電力にメールや電話等でもやりとりさせていただいて、このような表現で説明をさせていただ

ております。

◎吉良委員 ということは、その後の説明によって確認をしたと捉えたほうがよろしいんですか。あくまでも四国電力は想定してないと、わかりませんと。でも大丈夫だろうなんていう回答を当日はしてると私は押さえています。それ以上は言いませんけれども、そのときに大事なのは本当にそうですか。この報告も全部そうですけれども、四国電力から回答がありました。それについて、やはり専門的に、弾性範囲もそうです。本当にそれでいいのかということをしちんと県民の側の不安を正していくものでないと、結局、四国電力の言うがままだと私たちは今押さえてるんですよ。言うがままを知事は答えてるんじゃないかと。本当にそれでいいんですかと本会議でも言わせてもらいましたけれども。それについて、答えていく体制をつくらなくちゃいけないと思うんですけども、それについては再度になりますけど、どうですか。

◎山下新エネルギー推進課長 まだ一部確認中のところもございますので、詳しい説明はまだ四国電力に投げかけてお答えをまだいただいてないこともございますので、詳しい説明の中で、時間がかかるかもしれないけど、お答えいただけると確認しております。それから、第三者の方の目ということは、委員のおっしゃることはもっともだと思いますので、今後は必要に応じて第三者の専門家の意見も聞かせていただきたいと思います。とっております。

◎吉良委員 徐々に脱原発を進めていくというけれども、今の現状を繰り返していくと脱原発の方向性は全く見えてきません。四国電力にこれはできるんじゃないかと。例えばデマンドレスポンスもそうですね。随時調整契約もね。それから、四国電力自体が今まで「再稼働やむなし」と言っていたのは、「電力が逼迫するんだ」と言うけども、この12日のときには需要が減ってきてるんだと、だから売るんだと。売るために原発を動かす。その根拠はエネルギーミックスだと。つまり、今まで言っていたように逼迫して電力が足りないから火力電力は壊れるし、足りないから再稼働やむなしだと言っていたんですけど、そうじゃなくて、12日の四国電力の説明は需要が減ってきてるんだと。だから売るんだと。売るに当たってはしっかりと供給力を確保せないかんで、エネルギーミックスの論理から再稼働するんだと。全然、県が「再稼働やむなし」と言った主な理由が覆って、エネルギーミックスのために自分たちが売らないかんで、安定供給なんで再稼働するんだということにすりかわってるんですよ。そこら辺も含めて、徐々に知事が言うように脱原発の方向に行くならば、「これをしなさい」と「これがすればできるじゃないか」と迫っていかないと、これでは100年稼げますよ。それについてはどうですか。

◎山下新エネルギー推進課長 4月1日から電力の小売の全面自由化になりまして、実際、四国電力、首都圏とか関西電力のほうに現在売ってる状況なんですけど、先ほども説明させていただいたように、今現在のところはそれほど大きな規模ではないことになってるのが一つと。それから、委員言われるように、需給の専門的な見地についても、必要となれ

ば専門家の意見も聞いて確認をさせていただきたいとは思っております。エネルギーミックスの中には、電力の安定供給ということももちろん含まれてますので、そういった面から私たちは必要だと感じているということを説明を受けております。

◎吉良委員 一生懸命やってるんで、それは頑張っていたきたいわけですけども。やはり、有効に勉強会の機会を捉えて、そして脱原発の方向へ四国電力を説得していくと、技術的なことも含めて可能性をしっかりと示していくと。そういう勉強会にして有言実行の政策をやっていただきたいと思いますので、なお、この前も言いましたけど、皆さん含めて恒常的に勉強会を持って、そして四国電力はこう来るからここはできるんじゃないですかと投げかけていくような体制をとっていただきたいと思いますと思うんですけども、これ部長どうですか。

◎田所林業振興・環境部長 私どもも、原発の関係は安全性ともしっかり今後とも確認をしていきたいと考えておりますので、新たな疑問点等出てきましたら、四国電力と勉強会の場を設けていただくなど、しっかりと正していきたいというふうに考えております。

◎吉良委員 それは答弁になってないんで。恒常的に部内で第三者を交えてしっかりと準備をして伺っていくというね。今もなってると思うんですけど、そこを基本的な会についてどうですかお聞きしてるんですけども。

◎山下新エネルギー推進課長 勉強会自体はこれまでに17回開催させていただいて、節目節目の間で新たな疑問点とか確認事項ができたとき、もちろん県民の方からの疑問も受け付けさせていただいて、出たときに勉強会という形で開催をさせていただいて、これはある意味恒常的にやらせていただいていると思っております。それと、御指摘の専門家というのは、確かに地震動、津波対策、あるいは電力の需給の問題、いろんな分野、幅広い分野にわたっておりますので、勉強会のときに専門家の皆さんを一度に呼んでやるというのは、現実的には厳しいかと思っております。そういう意味では、いただいた疑問を整理して、新たに別途専門家のほうに聞いていく方法が合理的と考えております。

◎坂本（茂）委員 関連して。その関係で、結局今まで逆に言うと17回やって、四国電力から出てきた回答に対して、この回答は、専門家の目から見ても間違いはないかどうかということを検証したことがありますか。

◎山下新エネルギー推進課長 一番大きいのは、基準地震動の設定の際に、中央構造線の地震のこの設定は果たしてどうなのかについては、何人かの専門家の方に確認をさせていただいて、今の形の回答をさせていただいております。

◎坂本（茂）委員 最近、第三者とか、そういうのが余り信用性がないことが出てまして、どういう専門家にどういう質問を投げかけてどういう回答が来たとか、記録は公表されていないでしょう。県で公表されてますか。

◎山下新エネルギー推進課長 ちょっと記憶にはないですが、基本にお聞きしたときに

は、お名前を出してもいいですかというのは確認させていただいて、今までもお聞きしております。地震動に関しては、高知大学の岡村先生にもお聞きしましたし、愛媛大学の森先生は、愛媛の原子力専門部会に入られてる先生なんですけど、この方についてもお聞きして、その上での今現在確認内容となっております。

◎坂本（茂）委員 これから、いわゆる6月下旬には四国電力のスケジュールでいったら燃料を装荷して、7月下旬には再稼働まで行こうとしてるわけですよね。それほど期間ないです。その中で我々の理解としては、先ほど吉良委員が言われたように、勉強会でやってるけども、あくまでも四国電力の言った回答をそのまま県は公表しているとしか受けとめれんわけですよ。結局、回答、確認に対して、そのことに対する県の評価みたいなのはほとんどないんですよね。今までの分を含めてさっき言われたように、名前も公表して構んということ専門家の評価を聞いてるんであれば、これまで確認してきた内容について、専門家がこう言ったことを含めて公表してください。それを我々に提供してください。その上で判断しなければならないこともあると思います。それはできますか。

◎山下新エネルギー推進課長 後から資料として、公表もして提供させていただきます。

◎坂本（茂）委員 それがさっき言われた基準地震動のことだけなのか、あるいはそれ以外にもやってきてるのか、あるいは今回確認した中で専門家の意見を聞いてみなければならないということがあるのかどうか、その辺もあわせて公表してください。

◎山下新エネルギー推進課長 今まで確認させていただいたのは、基準地震動に関することとなります。それから、今の時点でどういうことについて確認が必要かということになりますと、恐らく電力の需給のお話になるかと思うんですが、これについてもまた確認などをさせていただきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、それ以外に我々の側から例えばこういったことについても確認してほしいとかいうようなことがあればそれは確認していただけますか。

◎山下新エネルギー推進課長 内容を聞かせていただいて、場合によっては確認をとらせていただきます。

◎坂本（茂）委員 それと、もう一つは中身で。6ページに、650ガルの揺れを受けたときの評価基準値2.5秒内におさまるというのを書かれています。一方で、4ページには、1,000ガルの揺れに対しても耐震性が確保されることを確認してますと書いてあるわけで、1,000ガルのときの揺れの場合であれば、制御棒は何秒で挿入されるとかいう計算はされておりますか。

◎山下新エネルギー推進課長 1,000ガルについての評価はやられてないかと思うんですが、別の試験で国の試験の中で1,560ガルという揺れでやった試験がございまして、そのときにも制御棒は挿入されていることが確認されております。

◎坂本（茂）委員 650ガルで2.39秒で、1,500ガルで何秒なんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 約 2.5 秒以内には挿入されていることが確認されております。

◎坂本（茂）委員 片や明確に 2.39 秒で挿入されると書かれてて、1,560 ガルの場合、明確な数字はないんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 既に取りまとめ資料の中に実はこの試験のことを書いてまして、39 ページに書いてますけど、許容時間 2.2 秒程度と今お聞きしてるので、これに最初の反応時間 0.3 秒がありますので、合わせて 2.5 秒程度になるかと認識しております。

◎坂本（茂）委員 それもぎりぎりですよ。いずれにしても、さっき言ったことについては公表していただくということと。

それと、もう一つですね。最終的に再稼働までにどこまでの到達点であれば、高知県として県民の皆さんには安心していただけると考えられてますか。避難計画の問題なども含めて、7月下旬までに県民の皆さんに安心していただけるものとして、何を提供するか、この勉強会だって新たな疑問が出てこなければもうやらないわけでしょう。そしたら、今の段階で再稼働がされても、県民の皆さんには別に安心していただけると高知県は判断しておることなんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 現時点では、これまでも御説明させていただいてるように、安全性の確認はされているという認識には立っております。それが状況でございます。

◎坂本（茂）委員 安全性の確認はされてるかどうか、専門家の意見なんかも聞いてみんといかんですよ。

◎山下新エネルギー推進課長 安全対策については、いろいろ確認もさせていただいて説明申し上げたとおりですが、電力需給のお話は、専門家の方の確認をとらせていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 県民の皆さんからいろいろ意見、質問などが出てることに対して、意見交換されますよね。意見交換された中で、また新たに出てきた問題も含めてさらに再稼働までにはきちんと県として対応していくということですね。

◎山下新エネルギー推進課長 当然、新たな疑問がありましたら、それを四国電力に確認をさせていただきます。検証も含めての確認になります。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

#### 《水産振興部》

◎明神委員長 それでは、続いて、水産振興部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎谷脇水産振興部長 水産振興部でございます。

水産振興部が提出しております議案について、総括説明を申し上げます。お手元の資料②の議案説明書の35ページ、水産振興部補正予算総括表をお開き願いますでしょうか。

今回、漁業振興課と合併・流通支援課から、補正予算2件をお願いしております。総額が4,224万9,000円。内訳は、漁業振興課が3,877万4,000円。合併・流通支援課が347万5,000円となっております。

まず、漁業振興課からは、喫緊の課題でありますクロマグロの人工種苗の生産技術開発、さらには、クロマグロに続く新たな養殖魚種の開発、あわせて宿毛湾の養殖業に対する赤潮漁業対策などの支援を強化いたしますため、国立研究開発法人水産研究・教育機構から、大月町古満目の庁舎を無償で譲り受け、水産試験場の分場として開設するために必要な施設改修や管理試験研究の実施に必要な予算をお願いしております。

次に、合併・流通支援課の補正予算は、同じく、国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する持続可能な漁業経営の実現に向けた黒潮町鈴地区の定置網漁業での実証事業において、新たな流通販売の実証事業を県が受託するため、所要の予算をお願いするものでございます。

私からの総括説明は以上でございます。詳細につきましては、各課長から御説明申し上げますので、何とぞよろしく願いをいたします。

#### 〈漁業振興課〉

◎明神委員長 続いて、所管課である漁業振興課の説明を求めます。

◎三觜漁業振興課長 漁業振興課の三觜でございます。

当課の6月補正予算について、御説明いたします。

内容につきましては、水産試験場古満目分場（仮称）についてでございます。議案説明書②の37ページをお願いいたします。4水産業試験研究費の右側の説明欄をお願いいたします。1水産試験場管理運営費といたしまして3,280万6,000円、2水産業試験研究費といたしまして596万8,000円、の合わせて3,877万4,000円の補正をお願いするものでございます。

水産試験場古満目分場（仮称）の必要性と果たすべき役割につきましては、赤のインデックスに漁業振興課とございます議案補足説明資料の1ページで御説明させていただきます。この分場は、表題の吹き出しにございますように、国立研究開発法人水産研究・教育機構の古満目庁舎を無償で譲り受けまして、今年の10月1日から職員2名で試験研究を行う施設でございます。

まず、左上の産業振興計画での位置づけでございますが、幡多地域広域水産業クラスターといたしまして、養殖業の生産を核たるものとし、養殖魚の加工や冷凍保管を行い、都市圏への外商や輸出につなげる取り組みを進めております。この中で、養殖生産では、日本一の種苗生産・中間育成拠点の形成といたしまして、クロマグロなどの人工種苗の量産



体制を確立させるための取り組みを進めているところでございます。

この取り組みの課題といたしましては、左側中段の実現に向けた課題にございますように、まず、クロマグロの人工種苗の安定供給。1ぽつ目にございますように、クロマグロの稚魚の陸上飼育段階におきまして、餌となりますマダイなどの生きたふ化仔魚を安定的に供給する必要がございますが、ふ化仔魚の親の魚を飼育するための陸上水槽の容量が不足しております。また、2ぽつ目にございますように、現在、餌となるふ化仔魚は主にマダイを用いておりますが、マダイの産卵をクロマグロの仔魚に必要な時期に合わせることに苦勞しておりますので、マダイ以外の夏場に多くの卵を産む魚を探すことも課題でございます。次に、3ぽつ目の中間育成でございますが、平成27年度に生産したクロマグロを、4センチメートルサイズで海上の生けすへ収容し、中間育成を行いましたところ、生けす網が1.8メートルと小さかったことから、クロマグロが網に衝突しまして、下顎が変形したり、死亡する状況が見られました。この点については、今年度予算におきまして、直径20メートルの生けす網を用いた技術開発を行うこととしております。また、今後、実用化に向けて、中間育成のための漁場の確保も課題でございます。

次に、本県の養殖業のさらなる振興を図るには、クロマグロに続く新たな養殖魚種が求められております。1ぽつ目にございますように、三重県などのマハタ、和歌山県などのスマなど、新たな魚種の養殖に関する産地間競争が激化しております。一方、本県の主要養殖魚でございますマダイやカンパチにつきましては、2ぽつ目にございますように、需要の低迷によりまして、国内マーケットの拡大が見込めないことや価格が低迷しておりますので、3ぽつ目にございますように、養殖業者などの意見も聞く中で、新たな養殖魚種を探し、人工種苗の生産技術開発に取り組むことも課題でございます。

また、宿毛湾は、本県の養殖生産量の8割を生み出す産地でございますが、赤潮や魚病による被害がふえておりまして、特に平成21年以降急増しており、平成25年には1億5,000万円の被害額をもたらした赤潮も発生しております。

このような課題に対応するため、左下の古満目分場の必要性の欄にございますように、クロマグロ人工種苗生産に必要な餌料用のふ化仔魚の親の魚を大型陸上水槽で飼育するとともに、大月町の太平洋側に面した古満目の水質がよく、冬場でも高水温であるといった優位性を生かして養殖技術の開発を進め、宿毛湾の養殖業を支える新たな研究拠点として活用したいと考えております。

次に、右側の古満目分場の役割を説明させていただきます。まず、クロマグロにつきましては、喫緊の課題の一つでございます餌となるふ化仔魚を安定的に得るための技術開発を県内の種苗生産企業と共同で、主にマダイなどを用いた生産技術開発を平成29年度まで実施したいと考えております。また、マダイ以外の魚種につきましては、水産試験場が単独で、今年度から古満目周辺で漁獲される魚を用い、餌料用のふ化仔魚として適している

かの技術開発を平成 30 年度まで行いたいと考えております。また、中間育成につきましては、県内の種苗生産企業と共同で、直径 20 メートルの生けすを用いた技術開発を行いたいと考えております。なお、この共同研究による技術開発は来年度の夏に終了し、当初の目標から 1 年前倒しして、平成 29 年度からは事業化に移していきたいと考えており、養殖業者や種苗生産企業、漁協などの協業体が、採卵用の親のクロマグロの養成ですとか、採卵、種苗生産、さらに中間育成の事業に取り組むことを想定しておりまして、事業として採算ベースに乗るまでの間は、これらの協業体へハード・ソフトの両面から支援したいと考えております。

次に、役割②の産地間競争に打ち勝つための新たな魚種の開発につきましては、技術開発が進んでいないハガツオやメジカの新仔、品種改良などの技術改良で生産性が向上するカンパチやクロマグロ、他県などで開発が行われているアカムツ、天然資源の動向で判断する必要もあると考えられるカツオなどを現時点では想定しておりますが、開発すべき魚種を決定するには、国や他県の技術開発の状況、養殖業者や種苗生産企業のニーズ、漁船漁業者等の利害関係者の意見などを総合的に分析し、クロマグロの種苗生産技術開発に区切りをつけた後の平成 31 年度から取り組みたいと考えております。

次に、役割③の宿毛湾の養殖業者に対する技術支援といたしましては、研究員が養殖現場で飼育状態や漁場環境を把握し、これらの情報をもとに養殖業者からの強いニーズがございます赤潮や魚病の被害軽減対策といたしまして、赤潮の早期検知技術の開発、DNA 分析技術を活用した魚病の診断や環境水からの病原体の検出、養殖種苗の魚病スクリーニング、いわゆる魚病の発症やその可能性の有無のふり分けなどを行いまして、これらの分析結果と専門的知識をもとに漁業指導所とともに養殖技術の指導に当たり、現場密着型の研究を展開していきたいと考えております。

また、参考に記載しておりますが、古満目分場の陸上水槽などにつきましては、オープンラボといいますか、開放型陸上水槽といたしまして、公募により企業などへ貸与することも考えております。

説明は以上でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 水産試験場古満目分場といった場合に、例えば設置管理条例はつくらないんですか。

◎三觜漁業振興課長 設置管理条例については、オープンラボといいますか、開放型陸上水槽の関係で設置管理条例をつくることも検討に入れております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、10 月 1 日から設置するが。オープンラボは後。

◎三觜漁業振興課長 オープンラボについては来年度以降を考えております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。そしたら、来年度以降考えられているその部分について

ては、設置管理条例の一部改正みたいな形になってまた提案がされるということですか。

◎三觜漁業振興課長 オープンラボにする場合は、設置管理条例を制定したいと考えております。

◎坂本（茂）委員 制定する。

事前の説明のときにもお話ししたように、ここを先につつきよって後から管理棟とか相当老朽化で、耐震診断したら改修しなければならないとか、場合によっては建てかえとかで、今回補正でやろうとしちゅうことにどう影響してくるかとか要らん心配かもしれんけども。そういった手戻りがないような形で十分やっていただきたいということと。

国のほうは建物について、県に受け取ってもらうことによるメリットもあるんですか。

◎三觜漁業振興課長 国からの申し入れにつきましては、国が40以上こういう事業所を持っておりまして、維持管理費で相当国の研究が制限されるので、県のほうへ受け取っていただきたいという申し出があったところでございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

#### 〈合併・流通支援課〉

◎明神委員長 次に、合併・流通支援課の説明を求めます。

◎宮本合併・流通支援課長 合併・流通支援課の宮本でございます。

当課の補正予算につきまして、御説明申し上げます。資料ナンバー②、平成28年6月議案説明書（補正予算）の39ページの5目、合併・流通支援課、右側説明欄をお願いいたします。今回の補正は、国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施いたします黒潮町鈴地区の定置網漁業でのビジネスモデル実証化事業の一部を県が受託いたします。主に、新たな流通販売事業の実証を行うため、水産物地産外商推進事業費の増額をお願いするものでございます。

議案補足説明資料の赤いインデックス、合併・流通支援課のインデックスがつきましたポンチ絵のほうをお願いいたします。平成26年6月、国立研究開発法人水産研究・教育機構の実証調査等になっております開発調査センターが、漁船漁業ビジネスモデル実証化事業の課題を全国公募を行いました。本県より黒潮町鈴地区をモデルに、大型定置網をテーマといたしました調査実施を提案してございましたところ、これが採択され昨年1年をかけて実行可能性調査が行われ、本年4月14日付で本調査に着手するとの決定があったものでございます。

具体的な調査や研究事業の内容でございますが、ポンチ絵、中央図の中央左側上の枠囲みでございます。魚群の来遊状況に適した漁具構造やその敷設。船上での漁労作業の効率化や陸上作業の省力化などによる操業の効率化。右側の枠囲みでございます漁獲物の魚種組成とか、水温、潮流など海の状況と漁獲量との関係。定置漁場周辺の魚群の分布状況。海底地形と漁具敷設状況との関係把握による資源の有効利用。そして、下段枠組みにござ

います鮮度向上や新たな物流による販路開拓。カツオ活餌を含めた活魚出荷等による付加価値向上などを内容とする流通販売改善対策という3つのテーマにつきまして、黒潮町鈴の定置漁場を舞台に、「操業の効率化」につきましては、開発調査センター、大学、網会社。「資源の有効活用」につきましては、水産総合研究所、開発調査センター、網会社、水産試験場。「流通改善対策」につきましては、当課が、それぞれ役割分担をいたしまして、調査や実証化試験に取り組むものでございまして、水産試験場及び当課が担う事業は、国からの委託により実施いたします。

この事業は、本年度と来年度の2カ年にわたって実施される予定でございまして、得られた成果を踏まえた定置網漁業のビジネスモデルを現場へ提示いたしまして、事業実施の舞台となります鈴地区はもとより、ほかの取り組みに前向きな定置漁場も対象にビジネスモデルの実践に必要な支援をすることで、持続可能な定置漁業の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。

それでは、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時56分～13時0分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《採決》

(執行部着席)

◎明神委員長 これより採決を行います。今回は議案数5件で、予算議案2件、条例その他議案2件、報告議案1件であります。

それでは、採決を行います。第1号議案「平成28年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案「平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号議案「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案「県有財産((仮称)南国日章工業団地造成事業用地)の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案「平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

ここで、田中委員。

◎田中委員 少しお時間をいただきまして、執行部の方々、部長おそろいですので、ちょっとお話をさせていただきたいんですけども、本日の午前中の議案審議中に発言の方ではないんですけども、この委員会に同席をされている執行部の方の中で、明らかにガムを噛んでいるというような状況が見受けられました。私もその中で口を開けとは言ってませんので、実際にわかりませんが、明らかにそういった方がいらっしゃいました。委員会規則等でもそういった詳細の部分は取り決めはないようですので、決まり事はないんですけども、この委員会審議をしている中でそういった方いらっしゃるということは、私はどうかなという疑問を持ちましたので、執行部のほうで持ち帰りいただいて、今後について協議をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎武石委員 取り決めはないかね。飲食だめとかいうのなかったかな。ちょっと調べちゃいますけども。というのは、こうやってお茶を出していただくのもあれやからいうて、ペットボトルでやったらどうかという議論も今まであったんですよ。ペットボトル、議員も持ち込みで。そしたらこうやって出してもらうこともないじゃないかということもやったんですけど、それをやるやったら飲食をせられんというようなことがあるんで、それなりのルールをつくらないかとかいう議論したことありますけど、ちょっとその辺調べてみ

ます。それは御指摘はもったもな事なので。

◎明神委員長 各部長、そのことをよく注意してください。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

#### 《意見書》

◎明神委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。「森林・林業政策の推進を求める意見書(案)」が、自由民主党、公明党から提出されておりますので、お手元に配付しております。意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休で。

(小休)

◎ ちょっと確認で。確認ですけども、1番目の3段落目に、あわせて骨太の方針に盛り込まれたいうところですけども、これ国のほうで骨太方針の中に森林環境税の創設がうたわれちゅう中で、もしそういうものが制度化されるとしたら、それは今、地方の中でもそれぞれに森林環境税あったりするんで、そことの整合性がとれるようにしてくださいよという趣旨ですよ。

◎ 森林環境税、整合性を持たせた制度やね。

◎ そやから、国の制度がちょっと高知の実態だと余りにも違っちょったりとか、あるいはそれが物すごい負担になったりとかするようなことのないようにという意味でしょうね。

◎ そういうことやね。整合性を持たすということ。

ほかにないですか。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたしてよろしいですか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、そのように取り扱いさせていただきます。

以上で、日程は全て終了いたしました。閉会前の委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。「出先機関等の調査事項の取りまとめの委員会」と「県外調査」についてであります。書記に説明させますので、よろしくお願ひします。

◎書記 それでは、出先機関調査の取りまとめ委員会の日程について、説明させていただきます。

通常でありますと8月上旬の開催でございますが、今回につきましては、皆さんの御都

合のいい日を選んでいただいたうえで開催したいと考えております。ただし、事務局としたしましては、通年どおりの7月下旬から8月上旬の日程の中で選んでいただければと思います。

続きまして、県外調査につきましてですが、お手元に、案①が東北方面、案②が中部・北陸・東京方面として日程をつくらさせていただきます。

日程案①の東北方面につきましては、経済産業省の「おもてなし経営企業選」に選出されました企業の取り組み、一般客や観光客の受け入れを行い成功している漁港の取り組み、全農出資の株式会社による炊飯センターの販売の取り組み、再生可能エネルギーを初めとした次世代エネルギーの理解の増進を図る取り組みについての調査候補としています。

日程案②の中部・北陸・東京方面につきましては、F D A（フジドリームエアラインズ）が1日2往復、平成28年の3月からなったことにより、F D Aの活用をふまえたうえで、高知県名古屋事務所において、高知県産品の状況、そして経済産業省の「おもてなし経営企業選」に選出された企業の取り組み、日本で初めて発泡ポリスチレンを建材として活用した企業の取り組み、伝統工芸の継承や人材の確保の取り組み、東京を中心とした東日本への高知県産品の市場への販売の取り組みについての調査候補としています。

資料としまして、日程案・調査候補先の概要、そして地図をつけております。

なお、事務局案としましては、日程につきましては、カレンダーを見ていただくとおり、例年8月下旬から9月上旬に行っておりますが、ことしは9月4日から8日までI N A Pがありまして、そちらに参加される方もいらっしゃると思いますので、8月29日から9月2日の週がよいのではないかと考えております。

また、調査先との交渉はこれからですので、この候補以外で希望がありましたら言っていただければ調整させていただきたいと思いますので、御検討をよろしく願いいたします。

なお、この日程の決定につきましては、20日に決定させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎明神委員長 出先機関の取りまとめは、7月25日の週から8月8日の週までの間に決めてくれやな。

#### —日程調整—

◎明神委員長 それでいいですかね。

それでは、出先機関の調査事項の取りまとめ委員会の日は7月29日と、そして、県外調査の候補地の日程については、6月20日に決定したいと思います。また、あすの委員会は休会とし、6月20日、月曜日に委員長報告の取りまとめを午後2時より行いたいと思いますので、よろしいですか。

(異議なし)

◎明神委員長 よろしくお願ひします。

それでは、本日の委員会を閉会いたします。

(13時16分閉会)